

接種前に必ずお読みください

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 説明書

【接種にあたっての注意事項】

▶この予防接種は、本人が接種を希望する場合にのみ行うものとされており、法律上の義務はありません。接種を希望する方は、医師へ相談の上、十分理解し、納得されたうえで、予防接種を受けてください。

定期予防接種の対象者

- ① 満 65 歳の方（66 歳の誕生日前日まで） ※定期接種(公費助成)の対象となるのは1年間のみです
▶過去に肺炎球菌を接種したことがある人(任意接種含む)で、定期接種として接種する必要がないと判断された人や、過去に定期接種として肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は対象外となります
- ② 60～64 歳で心臓・腎臓・呼吸器機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などに障害を有する身体障がい者手帳・内部疾患1級程度の方

- ◎ 接種の際に必要なもの
- ① 接種券兼予診票(紫色の用紙) ▶65歳の誕生日を迎える月の月末に送付
 - ② 接種済証(紫色の小さい用紙)
 - ③ 自己負担金 3,500 円(生活保護世帯は無料)
 - ④ マイナンバーカードなど住所・年齢などが確認できるもの

接種を受けることができない方

- ① 明らかな発熱(37.5℃以上)がある方
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 肺炎球菌ワクチンの成分によりアナフィラキシーショックを呈したことがあることが明らかな方
- ④ その他、医師が不適切な状態と判断した方

接種を受ける際に注意を要する方

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気、その他慢性の基礎疾患を有する方
- ② 過去に予防接種後2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常が見られた方
- ③ 今までにけいれんを起こしたことがある方
- ④ 免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 予防接種液の成分または鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことのある方
- ⑥ 血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方

1 肺炎球菌感染症について

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に軌道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の 5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症等の重い合併症を起こすことがあります。

接種前に必ずお読みください

2 20 価肺炎球菌ワクチンの効果について

肺炎球菌には、100 種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンは、そのうち 20 種類の血清型を対象としたワクチンであり、この 20 種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンは、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

3 20 価肺炎球菌ワクチンの安全性について

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣(熱性痙攣含む)、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

<ワクチンを接種した部位の症状>

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛* (59.6%)、筋肉痛 (38.2%)、疲労 (30.3%)
10%以上	頭痛 (21.7%)、関節痛 (11.6%)
1%以上	紅斑、腫脹

4 20 価肺炎球菌ワクチン予防接種の注意

- (1) 接種を受けた後 30 分程度は、急な健康状態の変化(副反応)に注意してください。
- (2) 接種後は、注射部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けてください。
- (3) 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすらないようにしてください。
- (4) 接種後、注射部位の異常反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

5 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

6 健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

給付申請の必要が生じた場合は、診察した医師及び下記までご相談ください。

天栄村健康保健センター(へるすぴあ) 電話:0248-82-3800

(受付時間:午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)